



健康保険料率改定

平成 30 年度から 9.5% 介護保険料率は 1.44%

神戸新聞健康保険組合 平成 30 年 2 月 16 日

神戸新聞健康保険組合は 2 月 6 日、組合会を神戸新聞本社で開き、昨年 11 月に発足した「健保財政健全化委員会」で決議した内容を説明し、平成 30 年度健康保険料率および介護保険料率の改定が承認されました。

改定は 30 年 3 月 1 日から徴収は 4 月分給与からとなります。

新しい保険料率

1、健康保険料率 (改定前の保険料率からの上昇分 (0.5%) は事業主と被保険者で折半)

	改定後	改定前
健康保険料率	95 /1000	90 /1000
事業主負担	56 /1000	53.5 /1000
被保険者負担	39 /1000	36.5 /1000

2、介護保険料率 (改定後の保険料率を事業主と被保険者で折半)

	改定後	改定前
介護保険料率	14.4 /1000	14 /1000
事業主負担	7.2 /1000	7 /1000
被保険者負担	7.2 /1000	7 /1000

財政見直しを図るため以下の保健事業について改定及び廃止についても承認されました。

● 定期健康診断費用について

改定後	全額事業主負担となる。ただし、新規事業として健診データ提供料:1 人 2,000 円を健保補助
改定前	事業主負担は 1 人 4,000 円。定期健康診断費用と事業主負担の差額は健保負担

● 廃止事業・・・機関誌「すこやか」の発行、「ウォーキング・チャレンジ事業」、
「新規加入者への救急箱配布」(在庫分がなくなるまでは配布します)

また、療養費の支給について、「はり・きゅう等の療養費」は平成 30 年 4 月施術分から償還払いに統一する事も合わせて承認されました。詳しくは近日中にすこやか速報でご説明いたします。